

議案第72号

勝山・永平寺衛生管理組合同規約の変更について

勝山・永平寺衛生管理組合同規約を別紙のように変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月24日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山・永平寺衛生管理組合同規約の一部を変更する必要があるため、この案を提出する。

勝山・永平寺衛生管理組合規約の一部を変更する規約

勝山・永平寺衛生管理組合規約（昭和51年福井県指令地第456号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり変更する。

変更前	変更後						
<p>(負担金の分賦割合) 第12条 前条に規定する関係市町の負担金の分賦割合は、<u>次に掲げるところによる。</u> <u>(1) 組合議会に係る経費 議員定数割 100パーセント</u> <u>(2) 前号に掲げる経費以外の経費 搬入量割 70パーセント</u> <u>人口割 30パーセント</u></p> <p>2 (略) <u>3 第1項に規定する搬入量割に用いる基礎は、当該予算の属する会計年度の前々年度の10月から前年度の9月までの1年間の搬入量実績とし、その数値は、市・町の搬入量を市・町合計の搬入量で除して小数点第4位を四捨五入して求めることとする。また、人口割に用いる基礎は、当該予算の属する会計年度の前年度の10月1日現在の住民基本台帳人口とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(負担金の分賦割合) 第12条 前条に規定する関係市町の負担金の分賦割合は、<u>別表のとおりとする。</u> (削る) (削る)</p> <p>2 (略) (削る)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1111 1137 2002 1342"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 1137 1435 1190">区分</th> <th data-bbox="1435 1137 2002 1190">分賦割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 1190 1435 1267"><u>議会運営に要する経費</u></td> <td data-bbox="1435 1190 2002 1267"><u>議員定数割100パーセント</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1267 1435 1342"><u>施設設置に要する経費</u></td> <td data-bbox="1435 1267 2002 1342"><u>計画処理量割100パーセント</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	分賦割合	<u>議会運営に要する経費</u>	<u>議員定数割100パーセント</u>	<u>施設設置に要する経費</u>	<u>計画処理量割100パーセント</u>
区分	分賦割合						
<u>議会運営に要する経費</u>	<u>議員定数割100パーセント</u>						
<u>施設設置に要する経費</u>	<u>計画処理量割100パーセント</u>						

管理運営に要する経費	搬入量割70パーセント及び人口割30パーセント
------------	-------------------------

備考

- 1 計画処理量割の算出基準は、勝山市公共下水道広域化・共同化計画で定める計画処理量とする。
- 2 搬入量割の算出基準は、当該予算の属する会計年度の前々年度の10月から前年度の9月までの1年間の搬入量実績とする。
- 3 人口割の算出基準は、当該予算の属する会計年度の前年度の10月1日現在の住民基本台帳人口とする。
- 4 この表により算出する市又は町の負担金の額は、市又は町の各算出基準となる数値を市及び町の合計値で除した割合（ただし、小数点第4位を四捨五入するものとする。）に、当該区分に属する経費の額を乗じて得た額とする。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

協 議 書

令和3年4月1日から勝山・永平寺衛生管理組合規約を別紙のとおり変更する。

令和 年 月 日

勝山市長 水上 実喜夫